

一 般 質 問 通 告 書

宇美町議会会議規則第61条第2項の規定により通告します。

令和7年2月22日

宇美町議会議長 殿

宇美町議会議員 黒川 悟

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
すべての人が投票しやすい環境づくりを	障がいを持った方やケガをした方、入院や入所をしている方など、投票へのハードルは健常者より高いことは確かだ。 18歳以上のすべての人が、選挙で投票する権利を持っている。その権利を担保するため、改めて投票の制度について確認し、現状より投票しやすい環境づくりへの取組について問う。 1. 入院や入所のため、投票に行くことが困難な方の投票の方法は 2. 郵便等による不在者投票ができる方の条件は。またその方法は 3. 自分で投票用紙に字を書くことができない方の投票の方法は。同様に視覚に障がいがある方の投票の方法は 4. 聴覚や発声に障がいがある方などが、困りごとを伝える方法は。コミュニケーションボードを使用するなどの工夫は 5. 家族や介護者が投票所内で支援をすることは可能か 6. 投票したい候補者を忘れないようにメモした紙や選挙公報の切り抜きを持ち込むことは可能か 7. 投票所の受付で必要な支援を簡単に伝えることができる「投票支援カード」を導入する考えは	町 長